

締約国に関する情報 GE	ジョージア 一般情報	附属書 B1 GE
国内官庁の名称	National Intellectual Property Center of Georgia (SAKPATENTI) (ジョージア国家知的所有権センター (SAKPATENTI))	
所在地及び郵便のあて名	5, Antioch Str., 3300 Mtskheta, Georgia	
電話番号	(995-32) 225 25 33	
ファクシミリ装置	(995-32) 298 84 26	
電子メール	info@sakpatenti.org.ge	
インターネット	www.sakpatenti.gov.ge	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	ファクシミリ装置	
送付することができる書類の種類	すべての書類	
書類の原本提出義務	送付の日から30日以内に提出	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する	
出願人に出願をWIPO優先権書類デジタルアクセスサービス(DAS)で利用可能とすることを許可する用意があるか？ (PCT規則17.1(b)の2))	出願人に国際及び国内出願をWIPO DASで利用可能とすることを許可する用意がある <sup>1</sup>	
ジョージアの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択により、ジョージア国家知的所有権センター(SAKPATENTI)又はWIPO国際事務局(附属書C参照)	
ジョージアが指定(又は選択)されている場合の管轄指定(又は選択)官庁	ジョージア国家知的所有権センター(SAKPATENTI)(国内段階参照)	
ジョージアを選択できるか？	できる(PCT第II章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	特許, 実用新案	
国際型調査に関するジョージアの規定	なし	

[次頁に続く]

1 出願をDASで利用可能とすることを請求する方法の詳細に関しては、次を参照されたい。  
www.sakpatenti.gov.ge/en/

G E	ジョージア (続き)	G E
国際公開に基づく仮保護	なし	
ジョージアが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報		
ジョージアが指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載しなければならない。発明者に関する情報がPCT第22条又は第39条(1)に規定する期間の満了時に不明の場合、管轄官庁は通知を受領した日から2箇月以内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか?	あり (附属書L参照)	